

第7条(返済義務)

採用決定者が、入社辞退や自己都合により入社日を起算日として3か月以内に退職した場合、または本人の責めに帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社後1か月以内	受け取った報酬の全額
入社後1か月が経過し 2か月を超えないとき	受け取った額の50%
入社後2か月が経過し 3か月を超えないとき	受け取った額の20%

第8条(機密の保持)

甲及び乙は、それぞれ、本契約の締結または履行に際して知り得た情報を第三者に開示、提供または預託してはならない。但し、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

第9条(反社会勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 自ら又はその役員従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企、総会屋等の社会運動党標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者又はこれらと密接な関係を有するもの(以下併せて「反社会的勢力」という)であること
 - ② 自ら又はその役員、従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること
 - ③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ④ その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ⑤ 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること
2. 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたとき、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる。
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者へ音損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の責務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務のすべてを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。